

## 柏崎市学区等審議会公募委員選考要領

### 1 趣旨

この要領は、柏崎市立学校の通学区域の再編成及び学校の再配置に関する事項を調査審議するため、柏崎市学区等審議会設置条例の規定により設置する柏崎市学区等審議会（以下、「審議会」という。）の委員の公募に係る審査基準・選考方法など必要事項を定めるものとする。

### 2 選考委員

選考委員は、教育長、教育部長、教育総務課長及び学校教育課長からなる4名で組織する。

### 3 選考事項

応募者が提出したレポート及び応募用紙を、次の評価項目に基づき評価し、選考を行うものとする。

#### (1) 評価項目及び評価点

##### I レポート

###### ア 課題に対する理解度（5点）

- ・テーマと論文の内容が合致しているかどうか

###### イ 文章のわかりやすさ（5点）

- ・内容が論理的であるかどうか
- ・簡潔にまとめられているかどうか

###### ウ 立場の中立性・公平性・協働性（5点）

- ・広い視野で考える姿勢があるかどうか
- ・ともに考えていこうという姿勢があるかどうか

###### エ 知識Ⅰ（教育全般）（5点）

- ・教育全般についての認識、理解がなされているかどうか

###### オ 知識Ⅱ（柏崎市の教育）（5点）

- ・委員には市内の教育について認識していることが求められるため、本市の状況が論文から読み取れるかどうか

##### II 応募用紙

###### ア 経歴（5点）

- ・これまでの経験に基づく幅広い意見が期待できるかどうか

###### イ 応募動機（5点）

- ・審議会の目的を理解し、委員として本市の教育をより良くしていくことへの熱意が感じられるかどうか

## (2) 基準点

(1) で定めた評価点に対し、選考委員による採点の平均が配点(35点)の2分の1以上の場合に限り、委員の選出対象とする。

## (3) 順位点

(2) で定めた基準点以上となった応募者において、最も評価点の平均が高い応募者の順位を1とし、以降、評価点の平均が高い順に2、3、4・・・と順位を付ける。

評価点の平均が同点の応募者がいた場合は、選考委員間による合議により順位を決定する

## (4) 選出

柏崎市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第4条第1項第2号に基づき、委員に占める女性比率を40%以上に高めるため、女性の上位者1名を選出し、残りは男女問わず上位者を選出する。

## 4 審査結果の通知

応募者全員へ選考結果を通知する。

## 附 則

### (施行日)

この要領は、令和4(2022)年3月1日から施行する。